

福岡最賃審第503号

令和6年8月9日

福岡労働局長

小野寺徳子 殿

福岡地方最低賃金審議会

会長 丸谷 浩

福岡県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月5日付福岡労発基0705第1号をもって貴職から諮問された福岡県最低賃金の改正決定について、「労働者の生計費」、「賃金」及び「通常の事業の賃金支払能力」という3要素を踏まえるとともに、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解、最低賃金に関する実態調査、関係労使の代表者等からの意見聴取等を参考に、福岡県の状況について、①消費者物価上昇率が全国平均より高いこと、②消費者物価の上昇が続く中での労働者の購買力を向上させる必要があること、③昨年度を上回る高水準の賃金上昇率がみられること、④雇用情勢は改善の傾向にあること、⑤県内企業において価格転嫁が十分に進んでいないことや中小企業・小規模事業者では価格交渉が困難な状況であること、⑥企業倒産件数が全国平均よりも高水準であること、⑦地域間格差の是正を図ること等を十分考慮の上、調査審議を重ねたが、意見の一一致をみるとできなかったため、採決を行い、賛成多数により、別紙1の結論に達したので報告する。

あわせて、別紙2のとおり、令和4年10月8日発効の福岡県最低賃金（時間額900円）は、令和4年度の福岡県の生活保護水準を下回っていなかつたことを申し添える。

本件の審議に当たった審議会委員は別紙3のとおりである。また、専門部会から報告された内容は、別添のとおりである。

なお、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、収益力改善や賃上げ原資の確保を図るため、政府等において諸対策の実施・検討を行うこと等、当審議会として下記付帯決議する。

記

- 1 中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップ構築宣言」の拡大と実効性向上に取り組むこと。また、エネルギー費、原材料費、労務費全ての価格転嫁が福岡県の中小企業においても進むよう、取組みを一層強力に推進すること。特に、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、下請法の執行強化を行うこと。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。
- 2 中小企業・小規模事業者の収益力改善、事業承継等に対する支援を強化すること。また、労働生産性向上に向け、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援を強化すること。
- 3 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むこと。特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が活用できるように運用改善及び制度の拡充を図ること。
- 4 最低賃金引上げが企業経営や地域の雇用に与える影響について、都道府県別、産業別に調査・研究を行うこと。そのうえで、最低賃金のあるべき水準や決定方法など最低賃金の在り方についての議論を進めていくこと。
- 5 地方における最低賃金審議会及び専門部会に関し、十分な調査審議の日程、時間の確保や発効日を考慮し、地域別最低賃金額改定の目安についての地方に示す日程、いわゆる中央最低賃金審議会の答申の日程を早めること。

福岡県最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間992円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定のとおり

福岡県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 福岡県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額900円
- (3) 発 効 日 令和4年10月8日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

- (2) 対象年度

令和4年度

- (3) 生活保護水準（令和4年度）

生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の福岡県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（98,749円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると福岡県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1箇月換算額

900円（福岡県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.807（可処分所得の総所得に対する比率）=126,231円

福岡地方最低賃金審議会
第53期委員名簿

(五十音順) (令和5年4月1日任命)

区分	氏名	現職
公益代表委員	大坪 知弘	弁護士
	大坪 稔	九州大学大学院経済学研究院 教授
	高田 亜朱華	弁護士
	○平井 佐和子	西南学院大学 法学部 教授
	◎丸谷 浩介	九州大学大学院 法学研究院 教授
労働者代表委員	河村 敏昭	全国ユニオン 全国一般福岡地方本部 書記長
	小陳 武志	日本労働組合総連合会福岡県連合会 副事務局長
	長嶋 良昭	UAゼンセン福岡県支部 次長
	野中 駿志	日本基幹産業労働組合連合会福岡県本部 事務局長
	松本 茜	N T T労働組合 九州総支部 執行委員
使用者代表委員	伊藤 優子	イオン九州株式会社 人事企画部長
	庄崎 秀昭	福岡県経営者協会 専務理事 ※2
	初田 寿	福岡県商工会連合会 専務理事 ※1
	松本 恭子	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	山口 洋志	福岡県中小企業団体中央会 専務理事 ※3

(注) ◎は会長、○は会長代理である

※1 令和5年6月30日就任

※2 令和6年5月21日就任

※3 令和6年6月21日就任

別添
令和6年8月9日

福岡地方最低賃金審議会
会長 丸谷 浩介 殿

福岡地方最低賃金審議会
福岡県最低賃金専門部会
部会長 丸谷 浩介

福岡県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月5日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県最低賃金の改正決定について、「労働者の生計費」、「賃金」及び「通常の事業の賃金支払能力」という3要素を踏まえるとともに、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解、最低賃金に関する実態調査、関係労使の代表者等からの意見聴取等を参考に、福岡県の状況について、①消費者物価上昇率が全国平均より高いこと、②消費者物価の上昇が続く中での労働者の購買力を向上させる必要があること、③昨年度を上回る高水準の賃金上昇率がみられること、④雇用情勢は改善の傾向にあること。その一方で、⑤県内企業において価格転嫁が十分に進んでいないことや中小企業・小規模事業者では価格交渉が困難な状況であること、⑥企業倒産件数が全国平均よりも高水準であること、⑦地域間格差の是正を図ること等を十分考慮の上、調査審議を重ねたが、意見の一致をみるとできなかったため、別紙1のとおり公益委員見解を示し、採決を行い、賛成多数によって別紙2の結論に達したので報告する。

また、別紙3のとおり、令和4年10月8日発効の福岡県最低賃金（時間額900円）は、令和4年度の福岡県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

本件の審議に当たった当専門部会委員は、別紙4のとおりである。

なお、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、収益力改善や賃上げ原資の確保を図るため、政府等において諸対策の実施・検討を行うこと等、当審議会として下記付帯決議する。

記

- 1 中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップ構築宣言」の拡大と実効性向上に取り組むこと。また、エネルギー費、原材料費、労務費全ての価格転嫁が福岡県の中小企業においても進むよう、取組みを一層強力に推進すること。特に、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、下請法の執行強化を行うこと。さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。
- 2 中小企業・小規模事業者の収益力改善、事業承継等に対する支援を強化すること。また、労働生産性向上に向け、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援を強化すること。
- 3 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むこと。特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が活用できるように運用改善及び制度の拡充を図ること。
- 4 最低賃金引上げが企業経営や地域の雇用に与える影響について、都道府県別、産業別に調査・研究を行うこと。そのうえで、最低賃金のあるべき水準や決定方法など最低賃金の在り方についての議論を進めていくこと。
- 5 地方における最低賃金審議会及び専門部会に関し、十分な調査審議の日程、時間の確保や発効日を考慮し、地域別最低賃金額改定の目安についての地方に示す日程、いわゆる中央最低賃金審議会の答申の日程を早めること。

令和6年度 福岡地方最低賃金審議会専門部会公益委員見解

令和6年8月8日

公益委員としては、本年度の最低賃金について、51円の引上げを妥当なものと考える。その理由は、次の通りである。

1 基本的な考え方

中央最低賃金審議会は、政府方針に配意して3要素を考慮した審議を行った結果、令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安について福岡県を含めたBランクの目安額を50円とした。同審議会は、①労働者の生計費につき消費者物価の上昇がみられること、②賃金につき、大手企業・中小企業ともに昨年を上回る高水準の賃金上昇率がみられること、③賃金改定状況調査結果第4表③における賃金上昇率が昨年を上回っていること、④通常の事業の賃金支払能力につき、売上高経常利益率が安定して改善の傾向にあること、⑤従業員1人あたり付加価値額が改善していることを挙げている。その一方で⑥売上高経常利益率、価格転嫁は二極化の傾向にあり、⑦倒産件数が過去最多を大幅に更新していることを注視した。同審議会公益委員は、上記の観点を踏まえつつ、消費者物価の上昇が続いていることを考慮して、労働者の生計費を重視した。そして地方最低賃金審議会に対し、「目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を發揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたい」と期待している。我々も当見解及び同期待に賛同するところである。

最低賃金の改正決定にあたり最も重要な要素となるのは最低賃金法第9条第2項の3要素であり、福岡県最低賃金は福岡地方における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。もっとも、令和6年7月5日付福岡労働局長発福岡地方最低賃金審議会宛「福岡県最低賃金の改正決定について（諮問）」（福岡労発基0705第1号）は「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2024（同日閣議決定）に配意」することを求めており、これら閣議決定が、公労使三者構成の最低賃金審議会でしっかりと議論いただくこと、地域間格差の是正を図ることを重要視していることに鑑み、中央最低賃金審議会が示す目安への配慮は不可欠であり、最低賃金法の定める3要素に加え、本年度はさらに最低賃金が消費者物価を一定程度上

回る水準であるべきことを重視しなければならない。また、福岡地方最低賃金審議会が最低賃金改正決定を行うにあたり、最低賃金法は法所定の考慮要素以外を考慮してはならない旨定めておらず、むしろ当審議会で用いた福岡県における各種の客観的資料に基づき検討するべきであろう。以上のように、本公益委員見解はまず福岡県における法定 3 要素を検討した上で、各種客観的資料を含めて総合的に検討した。

2 福岡地方における労働者の生計費

「1世帯当たり 1か月間の収入と支出の推移」をみると、福岡市・北九州市で収入・支出ともに 10 ポイント程度の上昇がみられる（別冊Ⅱ資料 1-1。特に断りがない限り対前年比。以下同じ。）。総務省による消費者物価指数をみても、中央最低賃金審議会が重視した「持家の帰属家賃を除く総合」の上昇率が全国平均よりも福岡市及び北九州市のそれが上回っていることを確認することができる（1-5）。消費者物価の高騰に対して消費が追いつきつつあるが、さらに価格転嫁が進むことも予想され、消費者物価の上昇が続く中では最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を向上させる必要がある。

3 福岡地方における労働者の賃金

「賃金改定状況調査結果」をみると、第 4 表③における賃金上昇率（B ランク）は合計で 2.9% であり、パートについては 3.7% となっている（11）。これは最大値であった昨年度の結果（昨年度 2.4%）を上回っているとともに、特にパート（昨年度 2.4%）の上昇率が顕著であって賃上げの効果が特定労働者に偏ることなく行き渡っていることを示している。

福岡地方の賃金に関する資料をみると、「2024 春季生活闘争連合福岡第 7 回（最終）回答集計結果」における賃金上昇率は全体で 4.29% と、2015 年以降最高水準となった（2-1）。福岡県経営者協会の「2024 年春季労使交渉・賃金改定回答一覧」をみても、100 人未満の賃金引上げ率は平均 4.70% と、こちらも高水準となっている（2-2）。「福岡県内公共職業安定所別求人平均賃金状況（常用パート）」の時給についても、平均して 50 円の引上げを確認することができる（2-6）。また、福岡県の有効求人倍率（2023 年）は上昇傾向にあり、失業率も減少している（4）。パートタイム労働者の 1 求人票あたりの募集賃金平均額は令和元年から 1,000 円を上回っているが、令和 6 年 5 月は 1,160 円であり、募集賃金下限額でもみても 1,089 円となっており（8）、人手不足にともなう実勢賃金額の上昇を確認することができる。

賃上げは過去最高水準にあるが、その効果は依然として大企業中心である（2-1、2-2）。国税庁「民間給与実態統計調査」で福岡国税局管内の給与階級別分布

をみると、年収 200 万円以下の割合に上昇傾向がみられ（2-7）、低賃金労働者の処遇改善が進んでいないことが確認できる。確かにパートタイム労働者の処遇改善は進んでいるが、未だ不十分であるといえる。これらにより、賃金水準が相対的に低い中小企業・小規模事業所労働者の賃金を消費者物価の上昇以上に引き上げることが重要である。

4 福岡地方における通常の事業の支払能力

福岡県「県内企業における価格転嫁及び賃上げに関する調査結果」（3-8）によると、価格転嫁が一定程度（7割以上）進んでいる企業は 23.9% に留まり、全く価格転嫁できていない企業も 12.5% 存在している。とりわけ地域住民の生活と雇用を支える中小企業・小規模事業者では、依然として賃上げ分を価格転嫁するための価格交渉すら困難な状況もあることに十分配慮しなければならない。他方で、福岡県の企業倒産件数が全国平均よりも高水準であること（5）、信用保証協会による代位弁済が増加している一方で（3-11）、休廃業増加件数は全国平均よりも低位に推移していること（6）、常用労働者数と就業者数が増加傾向にあること（8）にも十分配慮しなければならない。

ただし、物価上昇に伴う価格転嫁の状況につき、福岡県では官民労の 13 団体で「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結し各種の取組を行っているところである。あわせて、県内企業数の 99% を占める中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上の支援など、一連の政策をより強化徹底することが政府の政策として示されており、価格転嫁、企業の収益増加、賃金の上昇、消費の増加という好循環につなげる必要がある。

5 結論

中央最低賃金審議会は、令和 6 年度の地域別最低賃金額改定の目安額を 50 円とした。当審議会公益委員としては、福岡県の経済・雇用の実態を見極めつつ、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、地域間格差の是正を図ることを考慮するものであって、その趣旨は中央最低賃金審議会が示した「令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」と一致するものである。中央最低賃金審議会が示す目安を考慮すべきと判断し、加えて、福岡県における最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があるとの観点から、最低賃金の地域間格差を縮小させることが活力ある福岡県の経済に寄与する点も考慮して、令和 6 年度の福岡県最低賃金額は中央最低賃金審議会の目安に 1 円を加えた 51 円（5.42%）引き上げ、992 円とすることが妥当であるとの結論に達した。

福岡県最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間992円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定のとおり

福岡県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 福岡県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 900円
- (3) 発 効 日 令和4年10月8日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

- (2) 対象年度

令和4年度

- (3) 生活保護水準（令和4年度）

生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の福岡県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（98,749円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると福岡県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

900円（福岡県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.807（可処分所得の総所得に対する比率）=126,231円

令和6年度福岡地方最低賃金審議会福岡県最低賃金専門部会委員名簿

(令和6年7月25日任命：五十音順)

区分	氏名	現職
公益代表委員	大坪 知弘 おおつぼ ともひろ	弁護士
	○平井 佐和子 ひらい さわこ	西南学院大学 法学部 教授
	◎丸谷 浩介 まるや こうすけ	九州大学大学院 法学研究院 教授
労働者代表委員	河村 敏昭 かわむら としゆき	全国ユニオン 全国一般福岡地方本部 書記長
	小陳 武志 こじん たけし	日本労働組合総連合会福岡県連合会 副事務局長
	長嶋 良昭 ながしま よしひろ	UAゼンセン福岡県支部 次長
使用者代表委員	庄崎 秀昭 しょうざき ひであき	福岡県経営者協会 専務理事
	松本 慶子 まつもと けいこ	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	山口 洋志 やまぐち ようし	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である